

明るい選挙啓発ポスター

(児童・生徒作品)募集

明るい選挙啓発事業の一環として啓発ポスターを募集します。明るい選挙をおしすすめることを表わすものを書いてください。

◎応募規定

一、応募資格
小学校児童・中学校・高等学校の生徒(一人一点自作のものにかぎります。)

二、色と大きさ

色彩は自由、大きさは四十五センチ×三十三センチから五十五センチ×四十七センチ以内

三、応募上のご注意

(一)作品のうら右下に県名・学校名・学年・氏名(ふりがな)・性別を必ず書き入れてください。
(二)応募作品はお返ししません
(三)入賞作品の著作権は主催者側に属し、作品は自由に利用させていただきます。

四、締切日

昭和五十五年九月十日(水)

五、作品の提出先

都留市選挙管理委員会

◎賞

一、文部大臣・自治大臣連名の賞状および都道府県選挙管理委員会連合会長より副賞を贈ります。(小・中・高各六名)
二、ほか各若干名に都道府県選挙管理委員会連合会長名の

賞状と記念品を、第二次審査入選者全員に明るい選挙推進協会寄贈の記念品を贈ります。

◎発表

十月下旬

◎主催

都道府県選挙管理委員会連合会・都道府県選挙管理委員会

共催

文部省・自治省・都道府県教育委員会・市区町村教育委員会・明るい選挙推進協会

「商工会から」

優良従業員の表彰

商工会では、会員事業所に勤務している従業員の意欲の向上と資質高揚をはかり、企業の繁栄と地域経済の発展を期するため、毎年優良従業員の表彰を行なっていますが、本年もつぎの要領により実施いたします。

会員事業所で該当する優良従業員がありましたら推せんしてください。

◎実施要領

日時 十一月十五日(土)午後一時

場所 都留市文化会館

表彰対象

(1)県知事表彰

同一事業所に勤務して本年四月一日をもって満二十年以上になり

事業所の発展に寄与した功績顕著なもので、人格識見共に卓越している者(以前に県知事表彰を受けた者は除く)

(2)県商工会連合会長表彰

同一事業所に勤務して本年四月一日をもって満十五年以上になり

……以下(1)と同じ(以前に県商工会連合会長表彰を受けた者は除く)

(3)市商工会長表彰

同一事業所に勤務して本年四月一日をもって満十年、七年、三年

になり……以下(1)と同じ。

○事業主負担金

満十五年以上 八〇〇〇円

満十年〃 六〇〇〇円

満七年〃 五〇〇〇円

満五年〃 四〇〇〇円

満三年〃 三〇〇〇円

○申込先 商工会事務局

○申込締切 八月三十日(出)

なお、満十五年以上の表彰については十月六日(月)に県民会館で行なわれる商工会法施行二十周年記念式典で表彰します。

○詳細については、商工会事務局までお問い合わせください。

☎(三)一五七〇

「県立都留技能訓練センター」

受講者募集

「商業簿記実務」コース

対象 二級検定受験者

期間 九月十一日から九月二十三日

ののうち七日間 時間数二十一時間

「社会保険」コース

対象 労務担当者を対象とした社会保険労務関係のしくみと手続きを中心とした講習

期間 九月二日から九月九日のうち六日間 時間数十二時間

「労働保険」コース

対象 社会保険コースと同じ

期間 九月二十六日から十月三日

のうち六日間 時間数十二時間

受講料 各コース 一、〇〇〇円

◎いづれのコースも夜間(午後六時~九時)です。

「職業訓練指導員の講習」

受講資格 (一)職業訓練法に基づく一級技能検定の学科・実技試験に合格した人

(二)免許職種に関し、十五年以上の実務経験のある人(免許取得者には特典が与えられます。)

期間 九月十六・十七・十八・十九・二十・二十四日の六日間

時間 午前八時三十分から午後五時五十分まで 一日平均八時間

受講申込みの期限 九月五日

定員 二十人に達した時は、その時点で締切ります

受講手数料(山梨県収入証紙) 三、〇〇〇円

申込み等くわしいことは県立都留技能センター(☎(三)一八九一)にお問合せください。

身体障害者の巡回相談

山梨県身体障害者更生相談所では、からだの不自由な皆さんのために専門職員による身体障害者巡回相談をつぎのとおり行ないます。

日時 昭和五十五年九月十日

午前十時~午後三時

場所 都留市文化会館

担当者 整形外科医、身体障害者

福祉司、心理判定員、公共

職業安定所就職担当官、その他専門職員

相談内容

(一)整形外科医による医学的な判定と指導。

(二)心理判定員による心理学的な判定と指導。

(三)補装具(義肢装具、車椅子、杖補聴器、その他)の交付や修理

(四)関係施設への入所について

(五)身体障害者手帳の等級該当及び福祉手当等の相談

(六)就職及び職業適性(職安職員による求人求職状況等に関する指導及び斡施)

(七)結婚、その他、一般生活について。

満十八才以上で身体に障害のある方はこの機会にご利用ください。なお、身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。相談は無料で秘密は厳守いたします。

社会福祉事業に寄附

去る七月一日都留市小形

山一七八〇番地、奥秋順作

氏より六月二十六日逝去された父親菅作氏の葬儀に伴う香典の一部を社会福祉事業費にと市に金参拾万円也を寄附されました。

善意に感謝いたします。